

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第二十四号

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号チ(2)中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を、「おいて」の下に「これらの規定を」を加える。

第四十一条第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

附則第五項を削る。

附則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四十一条第三項の改正規定及び附則第五項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十号）による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による裁判所の命令は、改正後の徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例第六条第一項第一号チ(2)の命令とみなす。